

売却区分番号	2		
見積価額	5,370,000円	公売保証金	540,000円
不動産の表示	1 (土地の表示) 所在 広島市中区吉島東一丁目 地番 4 1 3 番 3 地目 宅地 地積 7 7 2 . 0 5 平方メートル 持分 7 7 万 2 0 5 2 分の 1 万 2 7 9 2 2 (一棟の建物の表示) 所在 広島市中区吉島東一丁目 4 1 3 番地 3 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建 床面積 1階 4 8 2 . 5 3 平方メートル 2階 4 3 4 . 2 8 平方メートル 3階 4 7 9 . 7 2 平方メートル 4階 4 7 9 . 7 2 平方メートル 5階 4 7 9 . 7 2 平方メートル 6階 4 7 9 . 7 2 平方メートル 7階 4 7 9 . 7 2 平方メートル 地下1階 4 9 1 . 8 4 平方メートル (専有部分の建物の表示) 家屋番号 吉島東一丁目 4 1 3 番 3 の 2 8 建物の名称 6 0 5 種類 居宅 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建 床面積 6階部分 6 9 . 7 1 平方メートル 以上登記簿による表示 上記財産毎の見積価額 不動産の表示1 金 2 , 6 2 8 , 0 0 0 円 不動産の表示2 金 2 , 7 4 2 , 0 0 0 円		
接道状況	東側 道路幅員約7mの舗装市道（中2区49号線）に接面 南側 道路幅員約4mの舗装市道（中2区59号線）に接面		
画地条件	・地 積 772.05㎡ ・形 状 不整形 ・間口・奥行 間口：約33m・奥行：約29m		
使用状況等	不動産の表示 令和7年5月20日現在、使用貸借により第三者が占有（使用）していま 1・2 す。		
管理状況等	不動産の表示 公売財産に係る管理状況等については、次のとおりです。 1・2 ・管理組合 ハイム永田管理組合 ・管理費 月額¥7,300円 ・修繕積立金 月額¥2,435円 ・保険料 月額¥2,340円 ・駐輪場利用料金（二輪車） 月額¥300円 なお、令和7年6月30日時点の未納管理費等は以下のとおりです。 ・未納管理費 ¥619,405円 ・管理費に係る遅延損害金 ¥517,189円		
特記事項	不動産の表示 昭和50年に新築され、建築から約50年経過しています。 1・2 公売財産の売却決定日までに発生した未納管理費等については、建物の区分所有等に関する法律第8条の規定により、買受人が支払義務を承継します。 なお、見積価額の算定に当たっては、未納管理費等の調査により確認した上記令和7年6月30日時点の未納管理費等に売却決定日の月である令和7年11月支払分までの5か月分の管理費等を加えた額を控除しています。 上記未納管理費等のほかに未納の駐輪場利用料金（令和7年6月30日時点¥10,800円）及びそれに係る遅延損害金（令和7年6月30日時点¥1,579円）があり、当管理組合から買受人に対して、売却決定日現在の未納の駐輪場利用料金及びそれに係る遅延損害金の額を請求する旨を聴き取りしています。		

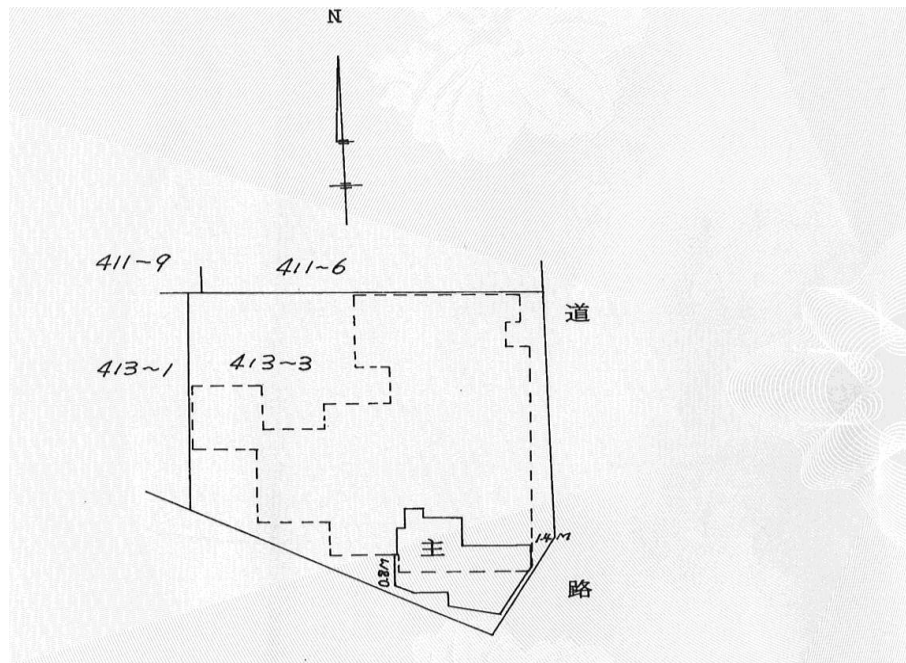
売却区分番号	2
供給処理施設	・上水道：あり ・下水道：あり
住居表示等	広島市中区吉島東一丁目9番5-605号
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（広島市）は担保責任を負いません。 3 執行機関（広島市）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壤汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っておりません。 なお、売却区分内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。

【売却区分の番号2】

(位置図)



(見取図)



(間取図)

不詳

これらの図は、おおよその位置を示したものです。